

第4回地方消費者委員会（名古屋）
資料集

平成24年7月
内閣府消費者委員会

目次

1. 基調講演

- ・「民法・法の教育と消費者教育」 消費者委員会委員長 河上正二 1

2. ケーススタディ

- ・愛知県弁護士会の消費者教育に関する取組み 弁護士 小田典靖 9
- ・消費者教育にかかわる現場からの事例報告 消費生活相談員 松本 久子 13

3. パネルディスカッション

- ・消費者教育について 消費者委員会委員（日本女子大学教授）細川幸一 23

民法・法の教育と消費者教育

東京大学教授（消費者委員会委員長） 河上 正二

ここでは、筆者の専門との関係もあり、民法教育・法教育の問題から入って、主題である消費者教育の意味と在り方について考えてみたい。

1 民法教育が目指すもの

実をいうと、民法教育のあり方をめぐっては、おそらく民法教師の数だけ議論があっても不思議でない。どのような人に対し、何のために、いかなるレベルの民法教育を行うかは様々で、その内容や相応しい方法も異なりうる。大学における民法教育に限っても、一般学生に教える「教養としての民法」と、法学部生に教える「専門科目としての民法」、そして法科大学院で「法曹養成のために教える民法」は、明らかに、その内容・方法が異なる。

大学にあって、民法研究と教育が有機的に結合していた牧歌的な蜜月時代は、教養部解組・大学院重点化・司法改革と法科大学院設置といった大きな社会的うねりの中で終焉をむかえ、民法教育担当者は、社会的要請にも配慮しつつ、目的・対象・技法そして具体的成果さえも意識した民法教育へと対応せざるを得なくなっている。したがって、かような時代に、「民法の教育」一般を論ずることにさえ、多くの留保が必要である。とはいえ、ここでは最大公約数的に、民法の基礎的知識の修得や法技術的操作能力の育成という実践的民法教育の背後に潜む理念を探ることにしよう。

2 民法の教育がもたらすもの

法が、人間社会における「規範」を扱うものであり、究極において一定の「価値判断」を伴うこと、その目的が、財やリスクを公平に分配し、社会の平和的秩序を維持し、紛争に一定の解決をもたらす基準や手続を提供するものであることには、ほとんど異論があるまい。

このことは、私人間の法的関係に限るとはいえ、「民法」についても、そのまま当てはまる。このような性格を持つ民法の教育が、これを学ぶ者に何をもたらすと期待できるか。

民法という学習素材を通じ、問題洞察力・問題の分析能力や解決能力・論理的な構成力や展開力・結論の正当化を通じての説得力など、社会で生起する諸問題に対処する際の普遍的能力が鍛えられるであろうことは、しばしば語られ、それはおそらく間違っていない。しかし、問題処理能力だけを見れば、数学の学習ともさして変わりがない。言葉や概念に対するセンスという点では、かつての「漢学」に代わる社会人の教養程度に過ぎないのかもしれない。むしろ、民法を学ぶことの固有の意味は、**民法が社会的生活の根幹部分での人間相互の関係と価値を扱い、その対立に考えをめぐらしつつ、これを制度や手続にのせて語る力が求められる点**にあるように思われる。もちろん、これを支える民法規範の根底には法文化・伝統・思考や行動様式がひかえており、民法を学ぶ作業は、結局のところ、「**人間社会のありよう**」についての**省察と理解**へと学習者を導くべきものである。

3 リーガル・マインド

民法教育に限らず、**リーガルマインドの涵養**が法学教育の究極の目的であることも、しばしば指摘されるが、その実体は必ずしも明らかでない。どうやらそれは、広い意味での問題発見能力、利益衡量能力・実質的判断能力、論理的説得能力、そして法律家としてのある種の「気概」のようなものを指すらしい。しかし、それ自体が具体的獲得目標を形成するわけではなく、法制度に内在する価値や政策判断の意味を正しく理解し、法の適用対象となる人間関係を冷静に分析し、法に基づいて公正な帰結を導き出すという地道な作業の中で、徐々に培われていく「特質(能力)」でしかない。おそらく、法教育にできることは、法の体系的理解と基礎的知識を与えつつ、それを操作する先人の優れた思考の跡をたどることから始めて、やがては、身につけたスキルを用いて民主的議論を戦わせ、より妥当な結論へと近づいていく「姿勢」を学生に身につけさせることに尽きるのではあるまいか。**法の支配の下で、優れた議論を戦わせ、よりよい判断を生み出すのは教育を受けた者自身の実践的課題にほかならない。**教育によって、何かが提供されるというのは幻想であり、学生には、問題意識を持って、法律問題を自分の頭で考え抜くことが求められるのである。

法を扱う者にとっての試練は、社会から突きつけられる。かつて、「法は最低限の道德」と言われ、いわば「常識・良識」の妥当する世界に安住できた。しかし、今日では、微妙なモラルや価値選択の問題さえ法に投げかけられる。これは、微妙な倫理的問題を含む紛争が、司法の場で解決をせまられるようになったこと(法化現象)とも無関係ではない。法律家が、法を離れておこなう主観的価値判断は、少しは洗練されているとしても、一般人のそれと大きく変わるものではない。

4 民法は、ローマ法以来の歴史の彫琢を経て、人々に受け入れられてきた「**経験智**の結晶」というべき文化財でもある。法文の字面から導かれる要件・効果は、暗記の対象というより「理解」の対象と言われ、「何か、何のためか、どうしてそうなっているか」を問うことこそが重要とされる。法律家の使命は、さしあたって、条文によって支えられた価値・理論体系が実現しようとしている理念・目的と現実の機能を検証しながら、改良を施し、この共有財産を守り育てて次の世代に引き継ぐことである。民法の教育にあつて、理論的・体系的理解を深めることの重要性は、社会の安全弁たる貴重な文化財を、刹那的功利主義や奔放な思いつきによって風化させないためにも、強調されねばならない。現代の複雑な社会現象を前に、未知の問題の法的処理には、まずもって基本に立ち戻り、既存の分析道具や概念枠組みを吟味してみるということが、回り道のように見えて、結局は問題解決への最良の方法であるように思われる。そのうえで、今日の日本社会が前提としている現行民法制度が、唯一絶対のものではなく、私達自身によって一定の理由で選び取られているものであるという自覚を持つことは、法を自らの手で形成し、担っていこうとする健全な市民感覚にとって、不可欠のものである。民法は、なにも法曹だけの独占物ではない。

5 裁判員制度の導入を待つまでもなく、あらゆる人々が消費者・生活者として社会で活動し、否応なく法的問題と関わりを持つ。子供の時代から、制度を語る力や法的な問題に対する鋭敏な感性を育むことは、今後ますます重要な課題となっている。法的センスと鋭敏な人権感覚は、健全で民主的な市民社会の発展にとって不可欠の素養だからである。ともすれば、専門家集団内部での技術的操作能力の育成に重心が置かれがちであった従来の教育にとどまらず、一般社会人を対象とした法教育にも大いに力が注がれねばならない

平成13(2001)年6月12日に法務省の司法制度改革審議会がとりまとめた「司法制度改革意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」は、「法の精神、法の支配がこの国の血肉となる、すなわち、「この国がよって立つべき、自由と公正を核とする法(秩序)が、あまねく国家、社会に浸透し、国民の日常生活において息づくようになるために」司法制度改革の在り方を方向付けようとしている。これによって、裁判員制度や法科大学院制度、法令そのもの改正など、制度的な改変も推し進められてきたことは周知の通りである。その中で、「意見書」は、国民の役割として「司法の運営に主体的・有為的に参加し、プロフェッションたる法曹との豊かなコミュニケーションの場を形成・維持するように努め、**国民のための司法を国民自らが実現し、支えなければならない**」とした上で、「国民的基盤の確立のための条件整備」として、「わかりやすい司法の実現」と同時に、「司法教育の充実」を掲げた。すなわち、「学校教育をはじめとする様々な場面において、司法の仕組みや働きに関する国民の学習機会の充実を図る」べく教育関係者や法曹関係者が積極的役割を果たすことが求められる、という。今日、盛んに論じられている「法教育(Law-Related Education)」に向けた様々な取り組みは、この司法制度改革の延長上に位置づけられている。

そもそも「法教育」とは何かという問いに対して、「**自分たちの身の回りで起こる様々な問題について、自ら主体的に考え、公正に判断し、行動する力を身につける教育**」といい、「**自由で公正な社会にふさわしい自立した人を育て**」、「**法的な考え方や法の精神を身につける**」ことに重点を置いている。具体的に目指すものは、「**自分で人生を選択して生きていける自立した市民になる**」ことであり、「**合理的な考え方が身につく、情報や(他人の)意見を鵜呑みにするのではなく、批判的に吟味する力を付け、そして、公正に考えることができるような人を育てる**」という。さらに、「**周囲の人の利益にも目配りしつつ、異なる意見の人と対話、議論する力をつけ、問題に対してチャレンジする意欲をもつようになる**」ことを目指すという。いわば、よりよく生きるためのライフ・スキルを身につけさせようというわけである。

6 ここまで来ると、「法教育」と「消費者教育」とのつながりは、明らかである。

2011年度以降の新しい学習指導要領(教科等)における法教育関連の記述を見ると、小学校で、ルールや決まりを守ることの意義が教えられ、中学校あたりからは、「**自分の生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した生活を工夫すること**」が求められ、とくに、公民的分野では「①身近な**消費生活を中心に経済活動の意義を理解させる**とともに、価格の動きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。②国民生活と福祉の向上を図るために、国や地方公共団体が果たしている経済的な役割について考えさせる。その際、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、**消費者の保護**、租税の意義と役割及び国民の納税の義務について理解させるとともに、限られた財源の配分という観点から財政について考えさせる」とし、家庭科では、「**販売方法の特徴や消費者保護について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができる**」ことを課題に挙げている。さらに、これを、より具体化すべく、たとえば、東京都教育委員会などでは、「**法**」に関する教育カリキュラム(平成23年3月)を作成し、新たな学習指導要領の下でのカリキュラム作成の推進を試みている。

7 消費者教育の焦点を合わせよう。

消費者基本法第7条1項によれば、消費者には、**消費生活に関する必要な知識の修得や必要な情報の収集等自主的かつ合理的に行動することが求められ、こうした消費者の自立を支**

援することが国に求められ、同法第 17 条には、国の講ずべき施策の一つとして消費者教育の充実が明記されている。また、平成 21 年の消費者庁設置関連三法案の国会審議においても議論がなされ、衆議院では、消費者安全法に定める国及び地方公共団体の責務に消費生活に関する教育活動を追加する等の修正が行われた。参議院では、消費者庁設置関連三法案に対する附帯決議において、消費者庁が消費者教育推進の司令塔機能を果たすことや、消費者教育に関する法制の整備について検討を行うこと等を明記した。これらを受けて、平成 22 年 3 月に閣議決定された消費者基本計画にも、消費者教育の推進が盛り込まれている。

ところが、学校教育の現場では十分な授業時間が確保できず、また、高齢者を始めとする成人を対象とした社会教育についても効果的な取組がなされないまま、多数の若者・高齢消費者被害が発生した。また、東日本大震災の際に、消費者による食料品や水、ガソリンなどの買い急ぎや買いだめが行われ、首都圏においてすら生活関連物資が品薄状態となる事態が発生した。こうした非常時に、消費者が必要な情報を得て、自主的かつ合理的に行動するべく、消費者教育を充実させることが重要課題と考えられ、「消費者教育の推進に関する法律」制定への動きが、にわかには活発化したという経緯がある。

8 消費者教育推進法の立法趣旨は、「消費者教育が、**消費者と事業者との間の情報の質、量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育を総合的かつ一体的に推進するために必要な事項を定めようとする**」ところに求められ、その具体的内容として、次の事項が盛り込まれた。

1、消費者教育及び消費者市民社会について定義すること。

2、消費者教育について七つの基本理念を定めること。

3、消費者教育の推進のための国及び地方公共団体の責務並びに消費者団体、事業者及び事業者団体の努力について定めること。また、政府に対し必要な財政上の措置等を講ずることを義務付けるとともに、地方公共団体は必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこと。

4、政府は消費者教育の推進に関する基本的な方針を閣議決定すること、また、地方公共団体は、この基本方針を踏まえ、消費者教育推進計画を定めるよう努めなければならないこと。

5、学校、大学等、地域における消費者教育の推進及び事業者等による消費者教育の支援等について定めること。

6、消費者庁の審議会等として、消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体の代表者、学識経験者並びに関係行政機関等の職員で組織する消費者教育推進会議を置くとともに、地方公共団体は消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならないこと。

法案に対しては、地域主導よりも中央集権的な発想を増幅させるのではないかとの危惧や、教育現場の負担、他の基礎教育カリキュラムへを圧迫するのではないかとの疑問もあったようであるが、参議院を通過して衆議院での審議待ちの状態にある(成立の見込みが高い)。

9 その基本的な考え方は、大いに評価できるものである。

問題は、その**中身と方法**である。**良き「消費者市民」**として、環境や社会的影響を考えながら適切かつ合理的な消費行動をとることが求められることは一般論としては望ましいことであることに疑いはないが、だからといって、美しく包装されたプレゼントを「過剰包装である」と排除するような態度が好ましいわけではない。要は、市場における各人の消費行動において、**「自分にとって何が必要か」、「どのようなライフスタイルを選択するか」を、適切な情報に基づいてきちんと選択・判断できるだけの選択眼と責任ある行動をとれる責任ある社会人としての資質を向上させること**が期待されているに過ぎないことに留意する必要がある。その意味では、自立した社会人として賢明な生き方をできるようにと願う、通常の教育目標ともなんら異なるところはない。教育基本法の前文は「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」を期しており、消費者教育とて例外ではない。

適切な情報提供や啓発活動等によって、消費者が、選択の幅を広げ、不当勧誘や誤認誘導に惑わされないようにしたり、製品の安全性について知識を深めて自身の身を守る術を身につけること、社会的に弱い立場にある消費者の見守りを強化することは、大いに推進されるべきであろうが、こと「価値の選択」、「生き方の選択」については、より慎重であることが望ましい。むしろ、**きちんと一定の選択的行動の利害得失を考え、私的利益・公共的利益の双方に目配りしながら、責任ある選択的行動をとれる社会人としての基礎的能力**(総合的な「人間力」といってもよい)の涵養をこそ考えるべきであって、決して**一定の価値観の押し付け**にならないよう、個人の発達段階に応じて、教材・教え方にも十分な配慮が求められよう。

以 上

【参考】

5月26日 日弁連消費者教育シンポジウム

「広がれ、消費者市民教育！～消費者教育推進法が成立して、教育現場はどう変わる？～」

【講演】

(河上) こんにちは。消費者委員会からみたというふうに言われたんですけども、消費者委員会から見ても何も思い浮かばないので、私の個人的な感想で申し訳ございません。「消費者主権」ということが語られて随分久しくて、今では、社会の中でいわば主体となって行動するような人間像というか、「消費者」像が想定され、その選択的行動を通じて環境とか、あるいは持続的な社会というものにある程度一定の責任を果たしていることを期待される「消費者市民」といったような言葉も聞かれるようになって、今回の「消費者市民教育」という、大きな動きが生まれてきているというふうに認識しております。消費者委員会としても、消費者に対する啓発とかそういう活動が非常に重要な課題であるということは十分認識しております、どういう形で今後力になれるかということは、委員の中でも議論しているところであります。

ただ、まだ今の段階では委員会としてはまとまった見解は出来ていないので、今日の議論なども伺いながら具体的に考えていきたいと思っております。

消費者生活における教育の重要さや、消費者啓発の充実をはかるということについては、基本的には誰も異論がないところではないかというふうに思います。ただ、これまでどういうふうな方法

論でそれをやっていくかということが、はっきりしなかったということとして、学校教育とか、それから家庭教育、社会教育といったような様々な局面で消費生活に関するいわば知恵の伝達ということが推進されることは、基本的に望ましいと思います。

消費者教育における実践的な課題はたくさんあって、誰が・何を・どの段階で・どういう媒体を使いながらやっていくかという、1つひとつが話題になり得ます。それから「誰が」というところでも、担い手となる人は実はあまりいないものですから、その担い手をどうやって育てていくかといったようなことも重要な課題となっているところであります。

具体的には、学校の教師であったり、あるいは消費生活相談をやっているような方、あるいは福祉関係者、あるいは子どもとの関係では両親というようなものも担い手にならないといけないわけですが、その担い手を育てることがこれまた重要な課題になるだろうと思います。それから何をというところでは、教材をどんなふうに工夫して作ってあげればいいか。それぞれの発達段階に応じた内容にしていく必要があります。消費者問題というのは生ものでして、それぞれの時代によって問題として現れてくるものが違うということがございますから、その時代変化に対応して、内容を日々更新していかないと、意味がないというようなこともありますから、大変難しい課題だろうというふうに思います。

また、必要なことは、各人が市場において危険を内包した商品とかサービスというもののや、不当な勧誘行為から自らの財産を守るという、そういう自身の身体や財産を守るための知恵を育むということですが、これは、そんなに特別なことではない。加えて、本当に望ましい商品サービスを選択する力を手に入れるということでもありまして、これらはいずれも生きていく上で人間にとっては、必要な力であります。何も消費者教育などという特別な看板を立てなくても、まさに教育そのものでそれをやっていかないといけないことです。本来の今の教育の中でそうした課題について十分やられていなかったとすると、そのほうが、むしろ問題なんだろうという気がします。

まわりの人間について考えると、必要なことは、やはりまず人間の弱さ、それぞれのレベルで持っている弱点、小さい子ども、若者、年寄り、それぞれの段階で弱点を持ちますから、そうした弱点を前提にして、等身大の人を見据えて、自立支援とそして見守りというものを増やしていくことなんだろうと思います。

ただ、昨今言われている消費者市民社会の云々という話になると、もう一歩前を考えているようで、どちらかという批判的な意識を持って行政であるとか、社会であるとかに意見を述べて、マーケットをよりよいものにしていくために、公共圏で主体的に活動するようなそういうちょっと高級な「市民」というのが目指されているということのようでもあります。

東日本の大震災の後、気づかされたことですけれども、自分のことだけでなく、まわりの人間のこと、あるいは弱い立場にある人に対する「思いやり」とか、「互助の精神」といったようなものを持った、より成熟した社会の構成メンバーとしての人間の役割自体が、今日の動きの本当の背景ではないかというふうに考えている次第です。

「5分で喋れ」と言われているので、これ以上喋ることはないのですが、ただ、最後に、一言申し上げます。足を引っ張るつもりは全くないのですが、消費者教育という言葉、私何度も聞いても、何か違和感があって、この違和感というのはどこから来るんだろうと思いながら、今日来ながら考えてしまいました。やっぱりこういうシンポジウムだから、「頑張りましょう」という趣旨のことを喋ったほうがいいんだろうなと思いながら来たんですけど、消費者教育推進というふうに言われて、どうしても違和感がある。その違和感どこから来るのかなと思ったら、結局、消費者というのは弱くて、愚か

で、市場における耐性に欠ける、攻撃に弱い、そういう耐性に欠ける、そういう劣った消費者に対して、一定の知恵を授けて、そして強く理性的で合理的選択ができるようになれという、そういう上から何かを教え込んでいくような教育という姿をどうも想像してしまう。一定方向に向けて国家が国民を教育するということに対するある種の違和感や警戒感というのが、いつも私にあって、教育勅語でもないですけども、「消費市民かくあれ」というような教育を上からやるというのが、本当にいいのかなというような気がしたのが原因だと気付きました。

もう1つは、日弁連の意見書の中でも書かれていることですけども、過度の自己責任というものを強調しすぎるということに対する危険というものも気にしておく必要があるということです。

おそらく消費者教育の推進ということの真の狙いは、寧ろ自由な個人が主体的な学習をしていくことを支援することではないかと思うわけであります。われわれの経験とか文化を伝え、そして個人に社会人としての成長を促していくということは、本来の教育の姿であり目標でもある。それは殊更、消費者市民社会に向けた消費者教育というふうにして語られることにどの程度意味があるかということ、むしろやるべきことの核となるものをきちんと見定めておかないと、問題も含むということであります。国が教育に口出しをして上手くいったことは、あまりありません。それだけに、教えるべき内容や手段が非常に大切になります。

私としては、いっそのこと、「消費者学習支援法」という名前にしたらどうでしょうかという感じがしておりますけれども、いずれにしても、消費者に対して、ある程度自分の身を守るためにそれを身に付けてもらって、周りの人間と力を合わせてそういう人たちを少しでも被害がないように、少しでも利益になるように、そして結果として社会が全体としてよくなっていくために、力を合わせて啓発活動をしていくということについては、全く異存のないところでありまして、ぜひいい形で立法が出来上がるといいなというふうに思います。

先ほどの西村先生の話聞きながら、そうだ、そうだと思って、もうそれ以上は私も話すことはないなと思いながらここに立ったものですから、少しつまらないことも喋ってしまいました。以上です。どうもありがとうございました。

【感想】

(河上) どうも西村先生の胸をグサッと刺してしまったみたいで、申し訳ございません。別に、足を引っ張っているつもりは全くなく、寧ろ「教育」という言葉の中に、内包されたある種の危険というものについても理解して作業を進めないといけないということを考えていた次第でして、私も、この教育推進法というものについては、成立を心から期待しているものの1人です。

実は私は10年ぐらい前に仙台の消費政策審議会の会長をしていたことがありまして、そのときに、教育内容の中に消費者問題についての理解というものをに入れて、小さい段階から子どもたちを育てなければいけない。消費者問題に対しても、ある程度敏感さをもってもらわなければいけないということをしきりに言って、当時の教育委員会、PTAに対して消費者の会議に来てくれと要請したら、言下に断られまして、教育委員会としては今そういうものに対して直接出ていくつもりはないといわれ、PTAからも総合教育の時間が非常に短くて、なかなか出前口座なんかも時間を作れないとつれなく言われ、なかなか難しいなと思った経験がございます。

それに比べると、今こういう形で消費者教育ということが熱心に語られ、学校教育もやり、いろんな地域での教育に対しても、皆さんで協力して取り組もうという気運が盛り上がっているということ自体、西村先生はじめ皆さん方の努力のおかげだろうと思っています。

「消費者教育」という表現に込められた思いというのは、今日もパネルディスカッションの議論を伺いながら、私も理解をいたしましたし、そのとおりでというふうに思いました。生きるための知恵ですから、これは教育の中でどうしても実現しないといけないこととして、子どもたちをはじめ、皆さん多角的な消費者問題に関する情報をいろんな形で提供する、そして判断の基礎を提供していくということは、これはぜひともやっていかないといけないだろうと思います。

本日の議論の中では、事業者の役割が抜けていたんですけれども、実は、事業者についても最近では社会的責任ということをしきりに言われていて、事業者と消費者とはある意味ではコ・レギュレーションと言いますけれども、いい市場を作るために、お互いに協力しあう。消費者団体とか事業者団体とか、それから行政も含めて、みんなで協力しあって、いい市場を作っていくというコ・レギュレーションの時代に入ったんだという気がいたします。ですから、成熟した市民社会という中で行動する事業者・消費者というものがこれからは期待される。

ただ、先ほど申しましたけれども、人間は弱い。だから成熟した消費者としても、高級なものと弱いとのいろんな人がいる。私なんかは、どうしても弱い。お茶一本買うのでも、上にかわいらしいおまけなんかが付いていたら、どうでもよくてもそっちを買ってしまう人間なんですね。実は、みんなそんなもので、それはもう、あんたがちゃんと合理的な選択をしないからだと言わないで、そういう人の気持ちも前提にして、なおかつ、消費行動としてどう望ましいかを考えていただきたい。さっき、1割ぐらいの人が考えて行動するという話があって、これは大事なことだと思いました。

今ちょうど立法されている法律もそうなのですが、実は、消費者委員会でも消費者基本計画の見直し作業というのをやっています。この間から各省庁からヒアリングをしながら、新しい消費者基本計画で何を盛り込むべきかを、意見を出していただいて検討しているところです。その中でも消費者教育について、何か言えることはないか、考えておまして、今日たくさんヒントをいただきました。今回の議論や御意見を持ち帰って、委員会でもぜひ考えてみたいというふうに思っています。今日は本当にありがとうございました。

愛知県弁護士会の

消費者教育に関する取組み

弁護士 小田典靖

きっかけは？

- 全く消費者教育について取り組んでいなかったわけではない。
- 平成20年版国民生活白書に「消費者市民社会」の考え方が提言されたことの影響が大きい。
この提言をきっかけに、積極的に消費者教育に取り組むようになった。

消費者市民社会とは？

- 消費者・生活者の行動を通して、公正な市場、社会的価値の創出、心の豊かさを実現する社会のこと。
- 従来の個人像
個人的利益を際限なく追及する利己的なイメージ
- 近年の個人像
社会の為に行動すべきとの考え方を持つ人が増えた。
- このように社会に対して責任感を持った人たちが増えれば、消費行動を通じて社会に変革をもたらすことができるのではないか。

消費者市民社会と消費者教育

- 消費者市民社会の考え方は、消費者による適切な選択を前提にしている。
- 「賢い消費者」という考え方が、「消費者は賢い」と逆説的に用いられ、消費者保護が切り捨てられる可能性がある。

消費者教育に取り組む必要性

取組みの具体例1 愛知県との連携

- 出前講座

劇団員の寸劇+弁護士等の解説企画
高校生等の若年層と高齢者を対象
寸劇・・・楽しくて飽きない, 分かりやすい

- サポーター養成講座

ヘルパー・民生委員などの高齢者の周辺にいる方々に消費者被害に関する講座を受講していただき, サポーターになっていただく制度
弁護士会は, サポーター養成講座の講師を務めました

取組みの具体例2 名古屋市との連携

- 成人教育施設での講座の開催

名古屋市には各区に成人教育施設があり, 様々講座を開設している
弁護士会として, 消費者トラブルに関する連続講座を企画し, 平成23年度は, 2箇所連続5回の講座を開催した
平成24年度は, 1箇所連続5回の講座, そのほか幾つかの単発講座
既存の施設・仕組みが利用できたので, スムーズに事業展開できた

- 名古屋市消費生活フェアへの参加

名古屋市が毎年秋に企画している消費者問題についてのフェア
愛知県弁護士会として, ブースを出展し, 啓発に資するアンケートを実施しています

取組みの具体例3 梶山女学園大学でのゼミ

- 弁護士の講座って？
分かりにくい, 堅苦しい, つまらない

受講してもらえないし, 受講してもらっても啓発効果が乏しい。
- 梶山女学園大学の東教授に相談
- 平成23年秋に, 試験的にゼミ講義を実施
- 改善の余地があったので, 平成24年度は連続3回講座

第4回地方消費者委員会

公開シンポジウム「これからの消費者教育を考える」

消費者教育にかかわる 現場からの事例報告

2012.7.21

消費生活相談員 松本 久子

消費者教育の実践事例について

高校生への消費者教育

教員への消費者教育

大学生への消費者教育



高校生への消費者教育



高校生への消費者教育

消費生活講座の実践

- ・ 愛知県立春日井西高等学校
- ・ 愛知県立愛知商業高等学校

愛知県立春日井西高等学校

- ・ 講義の日時：2012.2.15 9:00～10:20
2010.2.15も同じ時間帯に
講義する
- ・ 対象：卒業を控えた高校3年生
- ・ 人数：240名
- ・ 講義の内容
契約及び若者が被害にあう悪質商法に
関して、具体的事例を紹介する

愛知県における消費者教育モデル校の概要

愛知県では消費者行政推進計画において、消費者教育の推進を重要な施策に位置付け、平成22年度以降、消費者教育を推進する「消費者教育モデル校」を指定している。

平成22年度：愛知商業高校、蒲郡東高校

平成23年度：蒲郡高校、津島東高校、
東海南高校

平成24年度：三谷水産高校、西春高校、
東海商業高校

愛知県立愛知商業高等学校

- ・ 講義の特徴: 商業高校の学びを生かした形で、担当科目「総合実践」に消費者教育を組み入れる授業計画が立案された。商取引における倫理観の育成と、一人の消費者としての知識向上を目的とした。
- ・ 講義の日時: 2010.7.14 10:30~12:00
- ・ 講義の対象: 国際ビジネス課3年生
- ・ 講義の人数: 80名
- ・ 講義の内容: ネットショッピングやネットオークションの仕組みと利用上の注意点を被害事例から学ぶ

教員への消費者教育

消費者教育推進フォーラム

- ・ 愛知県教育委員会主催、愛知県県民生活課協力で平成23年度から実施された教員向けの研修(2012.2.12、愛知県三の丸会館で開催)
- ・ 愛知県立高等学校148校の消費者教育を担当する教員を対象としたもの
- ・ 協力部署：愛知県県民生活課、愛知県金融広報委員会、東海総合通信局、東海財務局などから資料提供を受ける
- ・ 講演の内容：デジタルコンテンツに関する高校生の相談実例を紹介しながら、その問題点や被害救済に関わる法的手続き

大学生への消費者教育

大学生への消費者教育

入学オリエンテーションの活用

大学の講義の活用

入学オリエンテーションの活用

- ・ 愛知県立大学
- ・ 名古屋医専

愛知県立大学

- ・ 講義の日時：2012.4.10 9:45～10:45
2011.4.8も同時間に講義する
- ・ 講義の対象：新入生
- ・ 講義の人数：800名
- ・ 講義の内容：
新入生のオリエンテーションの1カリキュラムとして、若者が被害にあいやすい事例紹介と対処方法、多重債務への注意喚起を行う

名古屋医専

- ・ 講義の日時：2012.4.5 17:30～18:30
2010.5.18も同様の講義
- ・ 講義の対象：新入生
- ・ 講義の人数：400名
- ・ 講義内容：
新入生のオリエンテーションの1カリキュラムとして、若者の消費者被害の紹介と対処方法を講義。特にインターネットトラブルについての注意喚起を行う

大学の講義の活用

日本福祉大学

日本福祉大学

- ・ 講義の日時：2012.7.9
第4時限 15:05～16:35
第5時限 16:45～18:15
- ・ 講義の対象：福祉経営学部の1年生
- ・ 講義の人数：297名
- ・ 講義内容：
リレー形式科目「こころとからだ」
の開講により、ネット関連の相談事
例を中心に身の回りに起こる消費者
トラブルとその解決法について講義



今後の課題と展望



今後の課題

- ・ 高校、大学等における消費者教育の重要性の認知
- ・ 消費者教育に関わる様々な機関や組織との連携強化
特に教育委員会との関係強化
- ・ 講師としてのスキルアップ
- ・ 教員との連携、教員のスキルアップ

今後の展望

- ・学校における消費者教育は発展途上にあり、今後も開拓の余地がある。
- ・消費者教育には、これが一番というものはない。だからこそ、様々な立場の方々が関わり合って、よりよい消費者教育を目指して、実践していくことが重要だと考える。

ご静聴ありがとうございました

消費者教育について

消費者委員会委員（日本女子大学教授）細川幸一

消費者政策の手法

消費者問題の構造的な解決のための行政の役割を考えた場合、主に二つの方法がある。一つは、強者たる企業の活動を規制する「規制行政」であり、もっぱら各業法を所管する主務官庁がその役割を担ってきた。もう一つは、企業に対して弱い立場の消費者を支援する「支援行政」である。国民生活センターや消費生活センターといった企業に対して規制権限を持たない行政機関による消費者教育、情報の提供、苦情処理等の形でそれは進められてきた。

産業振興や保護を主目的とする業法の中で消費者の権益も考慮するという形での、権限はあるが理念を持たない主務官庁による「規制行政」と、理念は持っているが、権限を持たない国民生活センターや消費生活センターによる「支援行政」という二元的行政が日本の消費者行政の特徴であった。「理念も権限もある新たな行政機関」として 2009 年に消費者庁が誕生した。しかし、消費者教育については専従の組織や人員の手当がなされぬまま設立に至った。

「消費者支援法制」としての消費者教育法制の重要性

近代市民法は、まずは市民の経済活動の自由を保障し、公共の福祉のために必要な場合にはそれを制限することとしている。その制限の手法の多くは行政規制による営業規制や行為規制などであり、規制行政分野は行政法関連の問題として実務的にも学問的にも検証がされてきた。

一方、支援行政の分野では、消費者被害救済を容易にするような行政による紛争解決や消費者教育のための行政法規の整備あるいはその研究は十分でなかったように思われる。すなわち、事業者規制のための法制度の整備・分析はそれなりに進んできたが、消費者支援施策を法的問題としてとらえる「消費者支援法制」といった理解は従来乏しかったといえる。「消費者教育推進法」案が参議院を通過し、衆議院での可決を待っている今日、大きな変化が期待される。

消費者教育推進のための課題

消費者が賢明な経済主体として自立できるようにすることは、健全な経済社会をつくるための要件である。この認識に立って、政府が消費者教育に本腰を入れて取り組むべきときに来ている。消費者教育は消費者個人を守るだけでなく、違法行為者を市場から撤退させ、健全な事業者のビジネスチャンスを拡大するための不可欠の要素であるということをまず広く認識すべきである。

その上で、重要なことは、消費者問題自体が時代とともに変化を遂げていること、その発生領域が広範囲であることから、絶えず、その教育内容の変更、検証を余儀なくされることであろう。

最後に、消費者教育によって「自立した消費者」を育成することが、規制行政の不備の免罪符となってはならないことを指摘しておきたい。商品やサービスの仕組みが高度・複雑化し、ブラックボックス化された現代社会で、消費者の自立、自己責任の名において、選択の結果の責任を消費者個人のみ押し付けることは許されない。